

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	ハンセン病療養所入所者等補償金			担当部局庁	健康局			作成責任者	
事業開始年度	平成13年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	難病対策課			課長：松原 徳和	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、対象者に支給。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、対象者に補償金を支給する。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		当初予算	201	201	105	81			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計	201	201	105	81	0			
	執行額	73	73	0					
執行率 (%)	36%	36%	0%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 毎 年度
	ハンセン病入所者等補償金の支給者数の残りの人数	ハンセン病入所者等補償金の支給者数	成果実績	人	9	9	0	-	-
			目標値	人	35	25	16	-	支給者数の残りの人数
			達成度	%	26	36	0	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	ハンセン病入所者等補償金の支給者数	活動実績	人	9	10	0	-		
		当初見込み	人	35	25	15	11		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	補償金の支給額(X) / 補償金の支給人数(Y)	単位当たりコスト	円	8,111,111	8,111,111	0	7,363,636		
		計算式	X/Y		73百万円 / 9人	73百万円 / 9人	0百万円 / 0人	81百万円 / 11人	
平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	諸謝金	0							
	職員旅費	0							
	委員等旅費	1							
	庁費	0							
	ハンセン病療養所入所者等補償金	80							
	計	81	0						

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	I-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること								
	施策	I-5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること								
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		実績値	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、対象者に補償金を支給する。これにより、上位施策の推進に資する。									
	アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-	-					
		KPI (第一階層)	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-	-
目標値			-	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-		
事業所管部局による点検・改善										
国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明							
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に基づくものであり、国費を投入すべき事業である。							
事業の効率性	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に基づくものであり、国が実施すべき事業である。							
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に基づくものであり、優先度の高い事業である。							
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-								
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無								
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無								
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-								
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	国外ハンセン病入所者等補償金の額は、一人当たり800万円と決められている。							
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-								
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の支給であり、事業目的に即したものである。							
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	件数が当初の積算を下回ったことによるものである。							
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-									
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	×	必要書類が整わなかったため、支給が行われておらず、見合ったものとなっていない。							
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-								
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	支給対象者に適正に支出している。							
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-								
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	当事業は、過去ハンセン病療養所に入所していた者に対して、補償金を支給するものであり、ハンセン病訴訟和解金は、ハンセン病国賠訴訟において和解した入所者等に対して和解金を支給するものである。							
	所管府省・部局名	事業番号	事業名							
	厚生労働省健康局	152	ハンセン病訴訟和解金							
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体および財産に係る被害、その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようするための基盤整備は喫緊の課題とされている。 本事業は、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に基づく、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金支給である。 韓国等からの必要書類の提出がなかったため、支給決定は行われなかった。必要書類がそろい次第、残りの方々に支給を行う。 								
	改善の方向性	平成27年度は補償金の支給決定者がいなかったため、執行率が低下したところである。28年度予算については、支給未決定の人数を踏まえ、予算の計上を行ったところである。								

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	296	平成23年度	148	平成24年度	120	
平成25年度	137	平成26年度	148	平成27年度	155	

